

新行政区長さん

一年間よろしく
お願いいたします。

行政区長さんは、行政区の円滑な運営や、健全な発展を図る等の重要な役割を果たしていただきます。
新区長さんは次の方々です。
(敬称略)

行政区名	氏名	住所
元栗橋	小村隆英	元栗橋 1200
川妻	藤沼喜義	川妻 62
小手指	稲葉易秀	小手指 923
堀之内	松本卯一	新幸谷 107
新幸谷	知久一郎	新幸谷 392
小福田	和野諒一	小福田 787-3
大福田	小野篤彦	大福田 2051
山王山	影山徳治	山王山 375
山王	鈴木喜一郎	山王 237-1
江川	金子誠治	江川 1708-2
幸主	飯原智	幸主 177
冬木	木村博明	冬木 103
両新田	関口清	積迦 2483-2
土与部	竹内邦博	元栗橋 5407-7
原宿台	原宿明	原宿台 47-3

平成16年度情報公開 制度の運用状況

情報公開条例

みなさんが知りたいと望んでいる情報を請求に応じて公開していこうとするのが「情報公開制度」です。町では、情報公開条例を制定し町民の皆さまに行政情報を公開しております。

○ 情報公開の請求をできる人

- ・ 町内に住所のある人
- ・ 町内に事務所、事業所のある個人、法人、その他の団体
- ・ 町内の事務所、事業所に勤務している人
- ・ 町が行う事務事業に利害関係のある人

平成16年度情報・個人情報公開状況

区分	請求件数	請求のうち公開件数	公開した情報の内訳		
			全部公開	部分公開	非公開
情報公開	3件	3件	2件	0件	1件
任意的公開	0件	0件	0件	0件	0件
個人情報	0件	0件	0件	0件	0件

*任意的公開とは、条例第5条に定める請求権者以外からの請求または、平成13年4月1日以前の行政情報をいう。

個人情報保護条例

平成15年12月1日から五霞町個人情報保護条例が施行されました。

現代は、高度情報化社会を迎えており大量の個人情報が集積・蓄積及び利用されております。町では、個人情報の適正な取り扱いについて必要事項を定め、自己の個人情報をコントロールすることに、個人の権利利益の保護及び町民に信頼される、公正で民主的な町政を推進することを目的としています。

幸主地区の土地地番（住所番地）が変わりました

平成14年度から実施しております地籍調査事業とあわせ、「幸主地区の土地地番（住所番地）変更作業を進めておりましたが、地籍調査事業実施区域内の住所地になつている土地（宅地）の登記事務が終了し、2月1日から随時、進めておりました役場各課（住民課等）の住基・戸籍システム等の住所変更作業が2月28日までに完了し、新しい住所地に変わりましたので、お知らせします。

また、幸主地区住民の方々は、広報ごか2月号の回覧でお知らせしましたが、住所変更に伴う各種変更手続きについては、「回覧文書」をご参照のうえ手続きを行ってください。

各種の変更手続きには、住所変更証明書が必要となる場合がありますので、その証明については、役場住民課窓口で無料交付します。

また、個人事業者及び会社関係の所在地等の変更については、事業主（本人申請等）による商業登記、法人登記等の手続きが必要になります。変更手続きに必要な証明（地番変更証明書）は、役場建設課地籍調査係で無

料交付しますので、よろしくお願いいたします。
なお、幸主地区全体の登記事務が完了になりましたら、幸主地区住民の方々には登記完了通知を郵送いたします。

幸主地区の土地地番（住所番地）の変更について

区分	現行	変更後
住所	大字幸主甲100番地	大字幸主100番地
本籍地	大字幸主甲100番地	大字幸主100番地
土地地番	大字幸主字川原甲100	大字幸主字川原100
建物所在	大字幸主字川原甲100	大字幸主字川原100

変更例になりますので、よろしくお願ひいたします。

○お問い合わせ
建設課 (内線293)

- 表示例
住所地
……大字幸主100番地
土地地番
……大字幸主字川原100